

令和4年第6回浅川町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月12日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第42号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第43号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第45号 浅川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- 日程第 6 議案第47号 浅川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第48号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第49号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第50号 令和4年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第51号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第52号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	富 永	勉 君	2番	菅 野	朝 興 君
3番	兼 子	長 一 君	4番	会 田	哲 男 君
5番	木 田	治 喜 君	6番	岡 部	宗 寿 君
7番	渡 辺	幸 雄 君	8番	須 藤	浩 二 君
9番	上 野	信 直 君	10番	角 田	勝 君
11番	金 成	英 起 君	12番	水 野	秀 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	副	町	長	小	池	大	介	君							
教	育	長	真	田	秀	男	君	総	務	課	長	岡	部	真	君						
企	画	商	工	課	長	坂	本	克	幸	君	農	政	課	長	生	田	目	源	寿	君	
建	設	水	道	課	長	生	田	目	聡	君	会	計	管	理	者	長	我	妻	美	幸	君
保	健	福	祉	課	長	佐	川	建	治	君	住	民	課	長	関	根	恵	美	子	君	
教	育	課	長	高	野	喜	寛	君													

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子 主 事 生 方 健 人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第42号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 議員の報酬、期末手当で、特にこの場合には、期末手当が0.05引上げになるということですが、その結果、増額する総計は、浅川町では幾らになるわけですか。

それから、これは施行月日の中では12月1日からということになっておりますので、この12月に……

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君、マイクに向かって。

○10番（角田 勝君） 追加支給ということで、12月に支給になるわけですか。

それから、もう一つは、石川地方の特別職の報酬審議会、こういう組織があるんですけども、そこでは、この問題ではどういうふうな話になったわけですか。

その3つをお伺いしたいと思います。

そして、4つ目は、ですから12月1日ですから、今度の、この次の次の時期ですか、補正予算にもこれは計上されているというわけになるわけですか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

まず、引上げ分の総額でございますが、約15万円でございます。

それから、支払い時期につきましては、今回、議決いただきましたら、年内には支給できるような形で差額を支給することになるかと思っております。

それから、石川地方での特別職等の報酬審議会につきましては、そもそも最近開催、基本となる報酬額のための審議と理解しておりますので、そちらのほうについては、今回の人勸等期末手当に関して審議会を開催したというところではございません。

それから、補正予算等の関係でございますが、令和4年度予算におきましては、議員さんの予算の中で、1人欠員となってございまして、予算に余裕があったものですから、今回の補正予算では追加で計上をしてはございません。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

10番、角田勝君。

最初は、反対討論。

○10番（角田 勝君） 反対討論申し上げます。

今、お聞きになったように、議員の期末手当、これは本当に今、円安などを背景に様々な形で物価の値上げ、こういうことになって、住民の暮らしは本当に容易でないというのが現状であります。こういう状況の中で、働く人たちの賃金の引上げは、本当に今、急務となって国会などでもいろいろ論議になっているところであります。県人事委員会勧告は、これを踏まえたものとす。しかし、これをそのまま特別職に当てはめるべきではないというふうに考えます。それは、やはり我々議員に関しては、多くの議員がほかに農業を持っておりまして、職員のように生活給でないという、そういうことを考えますと、この厳しい中に、住民が、町民が大変な状況の中で引き上げる、特別職についても期末手当を引き上げることには、町民の理解が得られないと、こういうふうに考えまして反対をいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 議員の報酬引上げにつきましては、今、総務課長からも説明ありましたように、今回については増額はないと、予算上は、というようなことで、ひとつ賛成したいと思います。

それと、今、全国的にも地方議員の成り手がいないというような状況もございまして、これ人勸でございますので、基本給、若干上がる程度でございます。期末手当、これが上がるだけでございますので、基本給という給料自体は上がらない状況でございますので、これは私としては賛成したいと思います。人材確保の面からも賛成したいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第42号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第43号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この改正によって、年間どのぐらい増額になるのか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

三役合わせまして、約11万1,000円でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

初めに、反対討論。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前段の議員の期末手当でも申し上げましたけれども、特別職も同じように反対をいたします。特に、町長等の特別職の場合には、4年に1回退職金がそれなりに出されるということなんかも含めて考えますと、賛成するわけにはいかないということでもあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、賛成者の討論をお願いします。

2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） 度重なる町長というか、三役自らの減額をしてきておりまして、ここで国も多少の賃金を上げていこうということもありまして、これはそれほどの増額にはなっていないと。微々たるものでありまして、これは可能な額ではないかということでございまして、賛成をいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第43号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） やはり同じように、この改正によって年間どのぐらいの増額になるのか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、一般職の職員の合計でございしますが、12月期の賞与につきましては、期末、勤勉合わせて約183万円でございます。会計年度任用職員も含めると、総額で約236万円の増となります。12月賞与分の引上げ分でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは12月分というふうな話でしたけれども、年間というふうにも考えてもいいわけですね。

今回、それで1年分引き上げるという話だったと思うので。そういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 厳密に申しますと、今回の人事院勧告につきましては、月例給も上げがござい
ます。それに伴いまして6月期の部分についても、賞与に関しては、若干ですがその分プラスとなるものでござ
います。

総額につきましては、補正予算書の中の人件費の給与明細のほうにも上がっておりますけれども、そちらの
ほうがより正確な数字かと思われま

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採
決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第45号 浅川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につ
いてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 協議会の中でも説明をいただきましたが、協議会の内容の話が会議録に全く載っていま
せんので、改めて基本的なところを伺いたしたいと思います。

今回の改正というのは、法律の改正に伴う義務なのかどうか、その点をまず1点目として伺います。

それから、2点目として、改正に伴って定年の延長が生じる、そういう職員が出てくるというのがいつから
なのか、改めて伺います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

まず、法令上の義務なのかどうかというところでございますが、地方公務員法の中に、地方公務員の定年
については、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとするのことでござい
まして、

これに則して浅川町でもこの条例で定めるものでございます。国の国家公務員法等の定年が変わったことから、浅川町においても条例で国に倣い定年を引き上げるものでございます。あくまでも条例でございますので、地方自治体の判断というのが最終的なことにはなろうかとは思いますが、一応法律上、そのような考えになってございます。

現在の浅川町職員の、今の2つ目ですが、経過措置に該当する職員が現在1名ございます。そのほか、その次の方が44年度以降生まれでございますので、その方々につきましては、経過措置を経ず完成形の後、退職となるものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですけれども、条例で決められることにはなっているけれどもということで、地方公務員法の定めからすると、国の基準が変わったんだから条例を変えないと法律違反ということになるという理解でよろしいのでしょうか。

それと、2点目です。

経過措置の中で該当する人というのは、いつ、何年後に該当になるのか伺います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今回の定年引上げについての法令違反なのかどうかというところについては、ちょっと私が断言するものではございませんけれども、地方公務員法の観点からいけば、準じて基準ではない扱いに、結果としてはなってしまうということになるかと思えます。

それから、経過措置の職員の者につきましては、1人経過措置上いらっしゃいますが、その方が定年になるのが令和10年度で、63歳で定年退職というところの職員が1人ございます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） この定年引上げに伴って、職務職階制というものが変わるかと思うんですね。この辺について、自治労の浅川町職員組合との話合いというんですか、そういったものはやったんでしょうかね、これからやるんですかね。もう事前に条例改正案をやる中で、そういう組合との話合い、そういったものはされたのか、あるいは今後するのでしょうか。その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 職員組合等の交渉ではないんですけれども、説明につきましては、事前に全員ではございませんが、幹部の方に説明はしてございます。今後、今回の引上げ法令等にもありますように、定年に伴っての情報提供等について条例上も記載されておりますので、今後はそういった観点から丁寧に説明していきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1つだけ、お聞かせ願いたいんですが、これ一番大事なのは令和15年度で完結するということなんですけれども、令和15年度の年齢構成比のシミュレーション等は、当然やっているんだと思うんですが、やられているかどうかちょっとお聞かせ願いますか。年齢構成比のシミュレーション。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

年齢構成の、どのような職員の年齢になっているのかというのは、もちろん把握してございますが、確かに現在、若手職員が多ございまして、ばらつきが平準化されていないというところは、浅川町の場合でございます。ですので、今後、現在30代の方のほうが多いところがございますので、今後、採用等に当たってはそういった観点で定員採用計画等を定めている必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） この定年延長、地方公務員法の改正から条例に落とし込んでやるわけですから、まず一番先にそれをやらないと、多分令和15年度というか、将来の10年後の浅川町の姿という、行政のほうの、見えてこない。採用計画にしても何にしても、まずそこから始めないと、町の危機感というか、そういったものが浮かび上がってこないというのがあると思うんですね。

ぜひとも、そのシミュレーションをきっちりやっていただいて、そこに採用計画の予想も含めながら、じゃ令和15年にはどういうふうな形に、今、年齢の構成比がきちんとなっているのかどうかというのは、現状ですと、多分推測なんですけれども、今60代の中でも、50代ですか、ばらつきがあって、その形がいびつな形になっているところがあると思うんで、定年延長によって年齢構成比が15年にはどうなっているんだということもまずやっていただかないと、いろんな問題が浮かび上がってこない、私はそういうふうに思っていますので、ぜひともそこをきっちりやっていただいて、今後に生かしていただきたいなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 木田議員のおただしについてお答えいたします。

ご指摘、ごもっともかなというふうに思っております。これまで、浅川町につきましては、基本的に採用の考え方がいわゆる退職者補充というような形、あとは途中で欠員等が生じれば欠員補充というような形で、空いた穴を埋めていくというのが基本的な採用方針というところもあって、なかなか中長期的な、定員管理計画とか、採用計画というのは、きちんと行政文書として明確化していなかったというのが現状としてございますが、木田議員ご指摘のとおり、今後定年延長という形で、これまでの定年年齢が変わっていきますので、その間、全く採用しないという形になってしまうと、また年齢構成がちょっといびつな形になってしまうということもありますので、その辺、定数の条例の上限もありますので、そういったのもいろいろ総合的に勘案しながら、今後、採用計画、定員管理計画というところは検討していかなきゃいけないなというふうに、こちらも問題意識を持っておりますので、その辺ちょっと担当課のほうとしっかり議論していきたいなというふうに思

っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのとおりなんですよね。採用計画が退職者補充という前提に立って、今までの採用計画が立てられているとすれば、今後2年ごとに退職が出てくる。ですから、その採用計画するのも非常に厳しくなる、難しいと。ということは、15年後のあるべき姿をきちっとまずはシミュレーションしてから採用計画に落とし込んでおかないと、退職者補充一辺倒で今までできていたものが、そういうものにかみ合わなくなってくる。これは非常に重要なことなので、ぜひともシミュレーションをまずやっていただいてから、どういうふうな採用計画を立てるといふふうなところに落とし込んでいただいて、やっていただけるというのが非常に重要なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第45号 浅川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第47号 浅川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 固定資産税の全期前納の報奨金の廃止なんですけれども、前年度の実績に基づく件数と報奨金の額、総額について伺います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

令和3年度につきましては、前納報奨金の件数としては1,740件、前納報償金として717万円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 固定資産税の前納報奨金の件数って1,740件もあったんですか。固定資産税の課税対象者ってみんなで何件だったんですか。両方お答えください。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

納税義務者の数としては2,616件です。そのうち前納報奨金に該当する件数が1,740件ございました。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この条例の廃止によって、いわゆる固定資産税の納税にどのような影響が出てくるのか。例えば、もう前納制度がなくなるのであれば、納期ごとに納めたほうがいいというのは、これはもちろんそうだと思うんですけれども、そういうことによって遅滞するような、そういう状況は生まれてこないのかと

いうふうに、その影響などについてお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

前回、町県民税のときの前納報奨金の廃止の時点でも、翌年度につきましては、それほど影響がなく納めていただいたような形でしたので、今回も多くの方が口座振替ですとか、それからコンビニでの納付ですとか、それで納めていただいておりますので、収納率につきましては例年どおり、同様になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 3つだけ、ちょっと教えていただきたいんですけども、石川郡内ではどういう状況になっているのか、ちょっと、今現在、石川、古殿、平田、玉川でどういうふうになっているか、ちょっとお知らせしたいのと、ちょっといい機会なんで、私たちもちょっと分からないところあるんですが、報奨金の計算方法なんですけれども、例えばなんです、16万の固定資産税があるとすればですけれども、金額まではいんですけれども、前納となる月数というのは何か月で計算されているのか、そのところ。

それからもう一つは、これを条例改正するに当たって、パブリックコメントとか何か、いわゆる今の話を聞くと、二千何百件のうち、1,740件が報奨金の該当者だということになれば、相当の割合で前納しているというような形になると思うんですが、これを町民に知らしめるために、そういったパブリックコメントとかなんか、アンケートとか、そういったものを取る必要性がないのかどうか、その辺の確認と、それから多分報奨金で資金に余裕があって前納する方もいれば、逆に言えばずっと自分で積み立てておいて、それで支払うときに一括で支払っているという、資金に余裕がなくてもそういった工夫をしてやっている方もいらっしゃるんじゃないかなというふうには感じますので、そういったところがどうなのか。

それから、片側では固定資産税の不納欠損とかなんかもあります。片側にあるということに対しての、いわゆる報奨金をなくすことによる不公平感を、町はどのような形でアピールしていくのか、そっちのほうも非常に大事なことだと思いますので、その辺はどうなんでしょうかということ、3点ほど質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目なんですけれども、石川管内の状況なんです、石川管内ですと平田村さんが現在も前納報奨金がついています。ただ、平田村さんは上限額10万円と定めがございます。ほかの、石川町さんは、ちょっと定かではないんですが平成15年前後に廃止、玉川村さんは平成29年度より廃止、古殿町さんは平成18年度より廃止となっております。

それから、計算方法でございますが、1期以降、2期からの分で前納報奨金計算するとなりますと、15か月の月数を掛けまして、それで交付率1%で税額を掛けまして前納報奨金という形になります。

それから、3点目、パブリックコメントはどうかということなんですけど、ちょっとこちらのほうは、うちのほうでは予定はしていなかったんですけども、ちょっとそちらは……すみません。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 3点目、4点目の木田議員のおただしの関連でございますが、まずパブリックコメントにつきましては、現在、町としてはこれについては特に予定はしておりません。町として、パブリックコメントに関する基準とかという、明確に定めているものはないんですけども、直近の鮫川村さん、開始された状況であるとか、あとは周辺町村の状況とか見ましても、特段そういったパブリックコメントとかという形までは取っていなかったようですので、基本的に前回の全員協議会でも、兼子議員のおただしにお答えしたとおり、ホームページとか広報紙通じて、決定事項にはなってしまうかと思うんですが、理解を得られるように丁寧に、広報、説明のほうに努めていきたいというふうに思っております。

4点目の、資力、必ずしも余裕がある人ばかりではないだろうというところの点につきましても、恐らく町民の方々、納税されている方はそれぞれ事情はあるかなというふうに思っておりますが、これも全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、繰り返しになりますけれども、前納報奨金のいわゆる納税意識の高揚だとか、あとは前納報奨金自体が、町県民税はもう既に廃止され、固定資産税のこの税目だけに設けられている制度ということで、制度的な不公平感も生じているというところを理由に、いろいろ町民の方、諸事情あるかと思いますが、財源確保が求められているこのタイミングで、浅川町におきましても、今回見直しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、こちらでも繰り返しになりますが、広報紙、ホームページ等で丁寧に町民の方への説明は尽くしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

それで、ぜひともパブリックコメントなり、アンケートなり取らないと、これはもう基本的な姿勢だと思うんです。それはそれでいいんだと思うんですが、今、副町長から答弁あったように周知徹底、いつのまにか消えていたよというようなことが多くの町民の方から出るようなことでは困りますので、ぜひともその告知なり、周知徹底というところに力を入れていただいて、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

それと、もう一つ、先ほど、これ15か月で間違いはないですか。通常計算すると18か月とかなんかで計算するんですけども、15か月でということなら、それならそれであれだと思います。

それで、もう一つなんですけれども、相当数の方が前納報奨金の該当者ということの中で、いわゆる事務的な処理が前納ということ、一括で納入されたということが廃止されることによって、事務量が増えたり何かと、追いかけてきやなりませんので、その辺の事務量の変化というのはどのように考えているか、ひとつだけをお伝え願って終わります。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

事務量としては特にございませんので、大丈夫でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第47号 浅川町税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第48号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 5点、伺いたいと思います。

まず、13ページの住民税非課税世帯10万円、これが見込みが多過ぎたということで減額になっておりますけれども、これは見込んだ数が少なかったというだけなんでしょうか。それとも、受給を辞退したという方もいらっしゃるということなのか、その点を伺いたいと思います。

それから、2点目として、15ページの施設組合の分賦金に関してですけれども、これは見込みよりも600万円近く増えたということなんですけれども、規約の改正があって、浅川町の負担は増えるということが予想されていましてけれども、予想以上に600万円近く増えたという、この要因は何だったのか伺いたいと思います。

それから、3点目として、17ページの支障木伐採や城山の景観保全という、支障木の伐採なんですけれども、これは具体的にどういう作業をするのか、具体的な内容を伺いたいと思います。

4点目として、19ページ、サポート事業が増額になりました。申込みが多いということです。最近の利用としては、どういう利用のされ方が多いのか、特徴を伺いたいと思います。

それから、5点目ですけれども、この間の議会だよりに寄稿してくれた浅中卓球部の部長の上野瑛太君が、その中で、体育館の電灯が幾つか壊れており、練習にやりづらさを感じているというふうに書いておりました。これに対する対応を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） では、1点目の住民税非課税世帯の件数、残額の件でございます。

こちらは、当初、令和4年度に新たに非課税になった世帯ということで給付したものです。当初は140件ほど見込みました。実際は61件ということで、こちらは見込みがちよっと多く見込んだもので、申請漏れという部分ではございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、2点目につきましてお答えいたします。

令和4年2月の定例会におきまして、審議、可決いただきました5年に1度の見直しによる分賦率が、本年4月1日より改正になったことによりまして、新たな分賦率の1号分賦率が15.2%から16%へ、また、2号分賦率が15.8%から16.7%になったことによりまして、1号分賦率につきましては約20万円、2号分賦率につきましては約570万円の増となったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

17ページ、中段です。林業費の支障木伐採委託料100万円なんですけど、こちらですが、城山の頂上の駐車場から町を見まして支障木がございます。ご存じのとおり、城山からの町の景観の風景につきましては、県の公式ポスター「来て。」の題材にも採用されております。こちら、管理上よく城山に登るんですが、結構、町内外、県内外の方がいらっやっております。話を聞きますと、写真を撮るのにどうしても木がもうちょっと整理できないかということ、よく耳にします。

今回、森林譲与税の積立金を使いまして、段階的になんですけど、木の伐採は冬場がメインになるものですから、今後、まず100万円分の予算で支障木、今、言いました遮るようなものを伐根ではなく、根元からではなく、あくまでも上部、半分くらいまでなんですけど、それで町を見渡すところをきれいにしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

生活環境改善サポート事業補助金100万円の追加の件でございます。

先週の補足説明でも申し上げましたとおり、今年度予算額、25件で500万予定しております、24件申込みがありますということで、お話しいたしました。最新の情報ですと、1件追加になりまして、25件全部交付決定になってございます。

交付決定の詳細についてでございますけれども、この事業につきましては、いろいろメニューがございまして、屋根の改修、外壁改修、それから屋内の段差改修、建具の修繕であったりいろいろなメニューがありますけれども、どれか1つに偏っているということではなくて……失礼しました、もう1件、下水道接続工事とか、井戸水から上水道への接続工事などもございます。特に、下水道の整備が町内において大分進んできてい

る状況ではございますけれども、まだまだ接続率という点におきましては、思うようにいっていないというところもありまして、そういった中で、下水道の接続も若干増えつつあるというところでございます。

今回、やはりそういった早期の下水道接続のためにも予算確保が必要であるというところで、予算計上をしたところでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） 次に、教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、5点目についてお答えいたします。

5点目の中学校卓球部の体育館の使用のやりづらさということでございますが、今回の12月補正予算のほうではちょっと計上はしてございません。中学校と打合せをした中で、来年度の当初予算のほうで予算を確保して進めたいというような形で打合せをしておりましたが、中学生のそういった意見、それから議員さんのご意見もございますので、再度協議をした中で、もし3月補正で早めに対応できるということであれば、そのような形でできるだけ早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 19ページになりますけれども、消防費のところの防災費、Jアラート全国瞬時警報システムの、この追加業務の内容について、ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

具体的に申しますと、来年、令和5年2月1日から、緊急地震速報のうち長周期地震動の情報について、来年の2月1日から運用開始されるとのことでございます。そういった長周期地震動の緊急地震速報が入った際に、その放送を自動的に防災行政無線を通じ通報すること、周知することになりますが、その音声データ等のそういったシステムの改修費用が、今回50万というところで追加したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） そうしますと、今現在は震度5弱以上ということで認識しておりますけれども、さらに長周期ということになりますと、そういった震度の程度というところではどうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 震度との関連につきましては、ちょっと不勉強なところございますが、長周期地震動、いわゆる恐らく遠隔地での地震だとか、震度の深いところの地震等で起きた場合の長周期の地震のことだと思いますので、直接的な地震の階級とは、また別な概念なのかなというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） すみません、もう一つだけ質問させていただきます。

警報システム、弾道ミサイル攻撃の情報と、緊急地震速報というところで、浅川町のこういった情報は2つかないと認識しておりますけれども、今後予定している、そういった緊急情報のシステムというところで何かあれば、予定しているところあれば教えていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） いわゆるJアラート、全国瞬時警報システムにつきましては、現在、今おたのしみのとおり弾道ミサイル情報とか、緊急地震速報、それから津波、それから噴火等の警報等、今のところ重要な11個の情報につきましては、防災行政無線のほうで自動的に起動になり、放送されることになってございます。

そのほか、各市町村ごとに対応できるものもございしますが、そちらにつきましては、今後検討することも必要かなというところがございます。

具体的に申しますと、気象情報の一つであります土砂災害警戒情報等についても、Jアラートでも放送するのかどうかとかということについては、今後検討の余地が必要かと思われまます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 先ほど9番議員が質問しました浅中体育館の照明の問題ですが、子供たちが毎日部活動をやっている。なお、今この予算書を見ましたら、予備費に4,100万あるんですね。

町長、4,100万のこの予備費を使って、この議会明けにでもすぐに子供たちが支障ないように、照明を直すべきと私は思いますが、町長、判断はどうですか。

○議長（水野秀一君） 町長。

○町長（江田文男君） 私、体育館とか公民館は、もし球とかそういうの切れているときは、すぐに認めます。

それで広報を見たときに、すぐさま行かせていただきました。確かに1個か2個は切れておりますが、本当に真っ暗に、1個2個切れても真っ暗になることはないと思いました。

そういうことで、ちょっといろんな話をしたら、でも卓球やっている方が暗いと言えば、やっぱり暗いんでしょうけれども、全体的にお話をしたら、そんなに影響はなかったということでありましたので、一応、先ほど課長が答弁したとおりでございます。

もし、どうしてもというのであれば、もう一度、私、体育館、あるいは校舎内を全て回らせていただいて、判断させていただきます。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そういう説明であったのであれば、町長も確認しているということであれば、ちょっと安心しました。

なお、やはりスポーツをやっている子供たちが、支障があるという訴えではございましたので、私ちょっと一言言いたいなと思って言いました。

なお、予備費に関しましては、やはり有効活用していただいて、このような子供たちの活動に支障などがあ

れば、その辺から即座に対応していただけるような姿勢も私は求めていきたいと思います。再度検証していただいて、支障がないようにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に忠告ありがとうございます。それで、私は本当に議員のときからもそうでありますが、本当に子供から高齢者のスポーツにはうんと力を入れております。それで、ご存じのとおり、皆さんよく土曜日とか日曜日、グラウンドでよく私を見かける方が多いと思います。私はいろんなグラウンドとか体育館とかこども園とか、本当に行っておりますので、本当にもし皆さんが小さなことでも気づけば、担当課、あるいは私に電話いただければ、それなりに対応させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 13ページの中ほどにあります老人福祉費の18節の……

○議長（水野秀一君） 10番議員、マイク通して。

○10番（角田 勝君） 失礼しました。13ページの18節、いわゆる老人福祉費の18節に三角で2,925万1,000円ということで、グループホーム等の旧大平病院からの撤退や、あるいは城山の下に来ることなのかについても、行政報告の中でもありました。もう一度、その辺の状況をつまびらかにしていただきたいなど。

グループホームクローバーですか、これは諸般の事情で撤退ということだったんでしょうけれども、それ以前の話合いの中では、何かもうすぐ来るような感じだったんですけれども、県とかそういう協議なんかきちんとなされてないうちに断念ということになったんですか、その辺の経過。

それと城山の下に来る、私ちょっと名前は忘れちゃったんですけれども、忘れたというか聞き漏らしたと思うんですけれども、この間の行政報告の中での、どのようなグループホームなのか、あるいは介護施設なのか。そして、その法人は正式な名称で何なのか。あるいはどのような今まで埒のほうでやってきているのか、その辺について明らかにしていただきたいなというふうに思います。

2つ目は、16ページのいわゆる農業振興費の農地流動化補助金で100万というふうになっております。この農地流動化の状況は、浅川町ではどういうふうになつているのかなど。毎年、流動化しますと奨励金を出していますね。それでも、私、町内を巡って感じるんですけれども、圃場整備をやった、負担金まで納めて、まだ終わっていないような、負担金の返還が終わっていないような水田もところどころに、整備したそういうところに休耕されているというようなものも見受けられるんですけれども、そういう点に対して、農業委員なんかも通じて、町は流動化のために、担い手のほうに流動化できないのかというような、そういう働きかけやその重要な状況をどういうふうにしておるのかなど、非常にもったいないなというふうに思っているところがあります。

3つ目には、17ページの多面的機能支払交付金というので、三角で682万3,000円あります。これは、計画したんだけどやらなかった、やれないという見通しに立って、こういう形に返還せざるを得ないと、毎年、やれないのは返還するというふうな形になっているんですけれども、非常にもったいないというふうに思うんです。ですから、計画された実質的な多面的事業をやる地域で、さらに検討して、本当にそういう計画したも

のができないのか、あるいは違う形で補助金を、交付金を返さなくてはならないような状況をつくらないで、仕事をやって環境を整備していく。こういうことが望まれると思うのですが、その点、どういう状況にありますか。指導しておるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） では、1点目についてお答えいたします。

まず、グループホームクローバーの撤退という件です。まず、おただしのとおり、県とのやり取りはどうだったのかというところですが、県とのやり取りは、もう補助金の内示までもらっていましたので、やり取りというのはうまくいっていたと思っております。

撤退した理由についてはですけども、一番の理由が物価価格高騰に伴う建設のタイミングでの価格高騰ということで、1.5倍近くの建設費になってしまったということが1点。

あと、もう1点としましては、この近隣、古殿町、あと石川町にもこの二、三年のうちに、グループホームが新たに建設されたという部分と、あともう1点、クローバーのほうでは、桑折町と石川町のほうに既に事業所を2か所構えておりましたけれども、最近、そちらのどちらも空きがあつて、なかなかいっぱいになっていないということで、経営の面という部分もあつたというふうにお話はされておりました。

もう1点ですけども、今度できる先月の全員協議会でご説明させていただきました件です。詳細については、この間配付しました行政報告資料のとおりなんですけれども、改めてご確認させていただきます。

まず、会社名が株式会社オリタカという会社です。現在、代表が下重さんという方で、埴町にある医療法人青秀会で法人の事務長を務めております。その中で、車田病院、デイサービス等々の事業を運営、管理している方でございます。こちらは、土地は城山下の土地を購入しまして、今、造成始まっているところです。

当初、県の補助金を、もう春先頃使いたいという話をいただいていたんですけども、なかなか県の補助金のタイミングが年度初めに希望を出しておかないとできないものですから、その辺が県のほうでは、補助金に空きができると分かるのが秋口になるというところで、補助金使える使えないかについては、ちょっと待っててもらった状況でした。この10月になって、県のほうでも、県の補助金もやっぱり撤退するとかと、内示ももらったけれども建てないという、全県的にはあつたようで、残りの枠ができているというところで、補助金の内示をいただいたところです。

認知症デイサービスというサービスです。1単位利用者12名というところで、何が違うのかというと、認知症に特化したデイサービスでございます。認知症対応ということで、専門スタッフも認知症の知識を持った専門スタッフが関わりますので、その点が普通のデイサービスとは違う点なのかなと思っております。

国によると、今後、認知症の高齢者がどんどん増えていくという予測もされております。その中で、この話があつたときに、実際サービス計画を立てているケアマネージャー、地域包括支援センターと、あと社協のケアマネージャーにも、こういう施設造りたいんだという人がいるんだけどどうでしょうねと話を聞いたときに、やっぱり認知症の方が通常のデイサービスを利用している、今はケースが結構あるんですけども、やっぱり認知度が高い方が通常のデイサービスを利用すると、若干やっぱりほかの利用者と浮いてしまうような部分もあるということで、こういったサービスがあると非常に今後もケアプランも立てやすいし、町の介護資

源としてもいいものだねというところは確認は取っておりますので、そういったところで、今後必要なサービスというところで建設していただきたいなと思ったところです。土地は自分たちで探していますし、この県の補助金に関しては、先日言ったように、県の補助金をそのまま町が受けて、町が事業者に流すというところで、町の持ち出しはないという補助金でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

16ページ、中段の農地流動化推進助成金100万です。こちらにつきましては、貸す方、借りる方、借りる方は認定農業者に限るということなんですが、まず今までなんですが、予算100万でやっていました。昨年度の実績でいいましたならば、4人の方で約60万を支出しているところです。

今年度なんですが、こちら農政課におきまして、認定農業者の方、福貴作の方なんですが、お願いをしまして、遊休農地、確かに議員さんおっしゃっている基盤整備をやって償還金を払ってしまして、それで使っていないではいかながものかと思ったものですから、認定農業者の方に青刈りトウモロコシ、飼料用作物、こちらを約5町歩で地権者の方が20人いらっしゃいます、貸手の方が。貸手の方が20人おきまして、借手認定農業者の方から話をしていただきまして、約5町歩、今回借りるような形で50万、50万で100万ということで予算計上したところです。

今後も、遊休農地、特に今、言いました基盤整備やった後で使っていない農地、特に畑なんかはそうなんですが、こちらを何とか遊休農地を減らすように努力しております。その一端として、今回補正を上げさせていただきました。

2点目です。

17ページの中段、多面的機能支払交付金682万3,000円の減なんですけれども、こちらにつきましては、当初、多面的に参加している組織は町内で23組織あります。うち5組織におきましては、説明でもありましたが減額、もしくは不採択、取下げとあります。るる理由はあるんですけれども、一番は、大枠で説明しますと、国・県の補助金の枠があまりにも狭すぎて、浅川町以外でも全県にわたりまして、申請は出しましたが予算がありませんので今回はお許しくださいということで、県のほうからこのような事案が何件かございます。それが積み上がりまして、682万3,000円ということになります。

それと、本来は多面的交付金で施行しようとするところを、例えば町の一般会計でやるのもありますけれども、できるのもありますが、土地改良区、こちらは棚倉町土地改良区が浅川町に入っているところもあります。そちらでもメニューとしてありますので、いろいろなメニューを考えながら、今回、例えば水路の改修とか、農道の補修とか、そういうのが多面的に限らず、町の予算、それと棚倉町土地改良区の予算等ございます。あらゆる予算メニューを勘案しまして、そこで充てたいと思っております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 13ページの、今も若干、保健課長から説明あったんですが、負担金補助、認知症型デイサービスの件についてお聞きしたいと思います。

これは事業費に対して補助率、千九百万ですけども、これは補助率はどのくらいなのでしょう。

それと、この許認可関係、あるいは監査指導、指導監査、これは町でやるんですか、それとも県でやるのでしょうか。何かあったときに、ある前もそうなんですけれども、それが1点。

前も特老で殺人とかありましたし、保育所であいうふうなこともありましたので、その辺の許認可、あと指導監査はどちらのほうでやるのかをお聞きしたい。

それと、19ページの消防費の防災費の工事請負費440万、これ当初予算でも城山下440万ということで出ていましたが、今回同じく440万、これは畑田ということなんです、これも同じような状況、雷か何かでやられたんでしょうか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） では、お答えいたします。

まず、1点目の認知症デイサービスの建設に係る補助金の補助率でございますが、これは県の補助の決まりがありまして、1棟につき1,190万ということで、上限の1,190万を予算計上しております。

2点目の指導監査が県なのか、町なのかということで、この認知症デイサービスのサービス種類のくくりが地域密着型サービスというものですので、こちら指導管理監督は町になると思います。もちろん事業者として県のほうには登録しますが、その辺の指導監督、許認可等は町になると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 19ページ、防災費の工事請負費の防災行政無線の子局、畑田地内の子局でございますが、こちらも城山下の子局と同様、落雷による破損、燃焼等が見られますので、こちらも落雷によるものと理解してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 分かりました。

今の総務課長の説明にあった、内容的にあまり把握していないんですか、このあれは。今の説明だと落雷によるものだと思う、落雷、ほかにも何かあるんですかね。今、答弁だと、落雷の、あまりはっきりしない答弁でしたよね。そこはどうなのでしょう。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 業者さんのほうにも調査を依頼してございまして、そちらの状況から判断して、落雷によるものだというところではご報告をいただいております。全部の装置等の交換になるというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第48号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第49号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第49号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第50号 令和4年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第50号 令和4年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第51号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第51号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第52号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 関連してお尋ねしたいんですけども、公共下水道事業だったと私、記憶しているんですけども、この業者の指名、競争入札の指名が外されている業者があるようであります。私もちょっと疑問に思って、地元の企業7社ですか、そのうち1社が外されているというふうな結果表を見て思ったんですけども、これはやはり内規によって、いわゆるこういう場合と、こういう場合は指名から外すというような、あるいはそういう要綱なり内規があるんだと思うんですけども、年度末や年度も迫ってきて、様々な状況の中で各種の事業が取り組まれておりまして、どういうことなのかなというふうに思いました。

いまだかつて私、町内の業者だけというか、地元業者だけでやっておる指名から1社が外されたというのは、私ちょっと記憶にないですよ。それは大いにそういう決まり、内規とかそういうもの、要綱の中で反しているものがあるんだろうというふうに思うんですが、その辺の状況をお聞きしたいと思うんです。やはり、地元の業者はもちろん平等に対応しているんだと思うんですけども、その点、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

すみません、町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、10番議員が言ったことは、私はないと思いますよ。やはり指名委員会でそれなりのお話はしていると思います。私、別に業者の指名とか云々は、それは一切口出すことはできませんが、まず仕事は当然きっちりやってもらうのが当たり前、期日前にやってもらうのが当たり前だと思います。

なお、指名委員会、私、入っておりませんので、指名委員長のほうにちょっとお話を聞いていただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 角田議員のおただしについてでございますが、今回、町内業者の取扱いの部分につきましては、いわゆる規定に何か違反をして指名から外しているとか、そういうことで、指名に入っていないということではございません。

今回、工事の発注の都度、指名委員会でいろいろ現状を議論させていただいておりまして、今ほど町長から答弁あったとおり、当然年度内にきちっとこちらが望むような工事を施工し完了できる、そういう見込みが立てられる事業者を指名するというのは、これ当然になってきますので、そういった各業者さんの今、手持ちの工事の状況であるとか、その進捗状況であるとか、あとは今年度事故繰越とかで、どうしても来年度繰越しがもう許されない工事をどのぐらい持っているかとか、そういった各事業者さんの今の手持ちの工事の状況なども確認をしながら、ある程度確実に今年度内に工事を終わらせるであろう事業者さんのほうを、指名委員会

にかけ議論をし、内容を精査していると、そういった形でございます。

結果的に、入らない事業者さんがいるとすれば、そういった理由で今回の指名はちょっと難しいだろうというような形で、その都度判断をしながら対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 何ですか、私もいろいろお聞きしたところ、いわゆる工期が守れないというのが最大の、今、副町長の答弁にあるように、その辺がネックになっているんだろうというふうな話があったんですけども、やはり今、業者は従業員不足ですよ。いろいろな意味で、なかなか募集をかけても集まらないんだというようなことで苦慮しているようではありますが、そうすると実際、その工事に、下水道工事なら下水道工事以外で外されたというか、指名にならなかったというのは、結局、その工期を守れないほど仕事を持っていたり、あるいは今までの工期がきちっと守られていないというような、そういうものを指名委員会のほうで調べて、そして指名はしないと、こういうものになっているというふうに今、伺ったんですけども、そういうことは、外された業者はやっぱりきちんと出されなくて、町からもいろいろ調査というか話し合い、呼んで話をしたり、状況を調査したり、そういうことがやられているということに私は思うんですけども、その辺のことについて、もう少し明らかにしていただきたいなと思うんです。

というのは、やっぱり7業者しかいないんですよ、浅川町に。いろいろ大小あります。県の工事をやっているところもあれば、県の指名にはならないところもあるし、そういうことを総合的に見て、町が発注できないというのは今、言ったような状況だということですけども、何か今まではそういうことを私、聞いたことなかったんですよ。指名は入って、できない業者はできないというふうに分かると、そこを落とさないと言うわけですから。ただ、そこら辺が指名委員会の中でどう感じられているのか。もうできないという、そういう基準をどういう形で調べて、どういうふうに分名委員会の中で説明し決めているのか、その辺もう少し明らかにしていただきたい。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） お答えいたします。

基本的には、その工事を受け持つ担当課のほうで、現在の事業者さんの状況というところを把握をした上で、こういった業者であれば受注可能じゃないかということで、指名委員会のほうに内申をするというような手続になっております。

その内申に当たって、議員おただしのように、その事業者さん一つ一つ細かくヒアリングをしたりとか、調査をしたりというところまでは、一律やっているというふうにはないというふうには認識しております。あくまで今の受注状況、これは当然、各担当課のほうで受注状況なんかは把握できますので、その事業の今の現場の進捗状況だとか、あとはボリュームだとかということを見た上で、今回発注しようとしている工事の事業量だとなかなか難しいところがあるんじゃないかというような判断がなされれば、今回はちょっと指名には入れずに確実にできそうなおととやると。そんな形でその都度、状況確認というか、担当課のほうで工事の進捗なんかを確認しながらやっているというところが現状です。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） 副町長の答弁、私もそれはそうだろうなというふうに思うんですけども、ただ現実には、指名から外すというか、結果的には外す、そういう業者に対しては聞き取りしたりなんなり、そういうことはやらないんですか。あくまで指名する権者は町側ですからね。だから説明を求められれば説明するぐらいのことになっているのかなとは思うんですけども。

ただ、今まで聞いたことないですよ。だから、これ最終的には町長の決裁というか、町長の責任にも帰するわけだから、だからそういうことが、もう少し、外す場合にはその業者にも聞き取りをしたり、何かやっばりいろいろ外される業者の側が、それは全く言われるとおりでというふうになるような、そういうやり方は私はあってもいいのではないのかなと。任意の地元の建設協会という任意団体があるようですが、これはあくまで任意団体ですからね、そこに入っていようが、入らない業者でも、もちろん地元の業者には変わりがないわけですから。片方では大きな工事をどんどん取って、これは工期が守られているんだと思うんですけども、片方では県の仕事もあるんだろうけれども外されたという、そういう事実があるものですから、もう少しその辺は慎重にやっていく必要があるのではないのかなというふうに思ったもので、今後その辺は十分留意をして、外す場合に、担当課から内申があった場合には、なぜ外すのかということで、十分な協議をするなり、調査、あるいは該当する業者との協議なんかも私は必要ではないのかなと、こういうふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） お答えいたします。

やはり、公共事業等について、地元事業者さんを優先してというような観点、それは地域経済のことを考えれば、そういった視点というのは当然必要なところだと思っております。ただ一方で、入札という公正公平な手続、そういった部分も求められる部分でありますので、その入札の指名委員会の結果なりについて、その都度その事業者さんのほうに一つ一つ説明というか報告をするというようなのは、ある意味、あらぬ疑念を抱かせる、要因にもなる可能性もありますので、議員おただしのおとり、地元の事業者さんの丁寧な対応というところは心がけたいとは思っているんですが、一方で公平公正、あと透明性というような視点もありますので、どこまでできるかというところは、ちょっと難しいところが正直あるかなと思っております。

ただ、あまり事業者さんの現状もよく把握せず、何か町のほうで一方的に判断するというようなことはないように、そこはきちっと事業者さんの現状を確認しながら、しっかり指名委員会の中で確認して検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「了解」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 地元の業者がやはり大事であります。それで、先ほど7業者と言いましたが、恐らく6業者だと思います、地元は6業者。

〔「1つ間違っていたの」の声あり〕

○町長（江田文男君） それで、今度出る発注も恐らくそうではありますが、今年度3月までに終わらなくちゃい

けない緊急の工事だと思うんです。皆さんご存知のとおり、城山のトイレがようやくお金の都合もついたり、いろんな面で都合がつかしました。間もなく入札始まると思いますが、これも繰越しができない工事でございます。もし、これがもし繰越しになると大変なことになりますので、いかんせん指名委員会のほうで、今後さらにいろいろなお話をさせていただいて、地元の業者が潤うような仕事をしていただきたいと思います。本当に今後、いろいろ私が入ることはありませんが、指名委員会のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第52号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

これで散会します。

散会 午前10時36分